

# 審査会答申の概要

実施 機関	諮問		案件概要	答申概要			備考
	諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	
1 区長	H29.10.26	平成29年度 諮問第1号	特別区民税及び都民税に係る 差押処分に対する審査請求	H30.1.11	平成29年度 答申第1号	<p>本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当</p> <p>処分庁は、本件滞納を受け、国税徴収法第141条の規定による第三債務者への質問及び検査により明らかになった請求人の給料等の金額から、同法第76条第1項各号に掲げる差押禁止金額を「請求人の生計維持に必要な金額」として控除し、当初処分に係る差押債権の内容を確定した。</p> <p>また、処分庁は、承諾書(請求人が平成29年6月以降支払期の到来する給料等のうち毎月金〇〇円の差押を受けることを承諾する旨の文書)を受け、国税徴収法第76条第5項の規定に基づき、同条第1項、第2項及び第4項の規定を適用せず、差押債権の範囲を「平成29年6月より毎月金〇〇円」に改めた。</p> <p>上記のとおり、処分庁は、関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。</p>	
2 区長	H30.5.25	平成30年度 諮問第1号	平成29年度の特別区民税・都民税の均等割の賦課決定に関する処分及び通知に対する審査請求	H30.9.4	平成30年度 答申第1号	<p>本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当</p> <p>本件処分は、地方税法第24条第1項第2号、同条第7項の規定に基づき、都民税の均等割額による賦課決定として行われたものである。また、本件処分に当たっては、平成29年9月12日付け「平成29年度特別区民税・都民税税額決定・納税通知書」の中で教示が行われている。なお、「類似判例の趣旨に照らし、実質的にみても同一の課税対象に対して二重に課税されることにはならない。」とし、「処分庁が本件処分に当たり地方税法第20条の11の規定に基づき〇〇区から請求人の確定申告書等の提供を受けたことは、新宿区個人情報保護条例第5条第2項第2号に該当し、必要な限度を超えた個人情報の取得にも権限濫用にも当たらない。」とする本件処分に係る審理員意見書の判断は妥当である。</p> <p>よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められず、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。</p>	
3 区長	H30.8.7	平成30年度 諮問第2号	戸籍の附票の写しの不交付決定処分に対する審査請求	H30.10.30	平成30年度 答申第2号	<p>本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当</p> <p>本件では、本件交付請求が住民基本台帳処理要領の「加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合」に該当することをもって、住民基本台帳法第20条第5項において準用する同法第12条第6項の「不当な目的によることが明らかなきとき」に該当するとして、本件処分が行われたものである。さらに、新宿区においては、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の中で「配偶者からの暴力等の被害者に対する保護措置」について明記している。よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められず、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。</p>	

## 審査会答申の概要

実施 機関	諮問		案件概要	答申概要			備考
	諮問年月日	諮問番号		答申年月日	答申番号	結論概要	
4 区長	H30.8.7	平成30年度 諮問第3号	住民票の写しの不交付決定処分に対する審査請求	H30.10.30	平成30年度 答申第3号	<p>本件審査請求は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当</p> <p>本件では、本件交付請求が住民基本台帳処理要領の「加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合」に該当することをもって、住民基本台帳第12条第6項の「不当な目的によることが明らかかなど」に該当するとして、本件処分が行われたものである。さらに、新宿区においては、新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の中で「配偶者からの暴力等の被害者に対する保護措置」について明記している。よって、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められず、処分庁は関係法令等の規定に従って適正に本件処分を行っている。</p>	